記者発表資料

平成２３年　１月２７日
仙台河川国道事務所

川はゴミ捨て場ではありません
～連携して不法投棄防止を徹底啓発へ～

１月２４日、仙台市太白区袋原地先（名取川右岸の河口から5.4km付近）で、テレビ、自転車、タイヤ、野菜くずなど大量の不法投棄が発見されました。（１月２４日記者発表済み）
翌２５日に、関係機関による現地立会により、今回の大量の不法投棄は長年にわたり行われてきたものと判断されたことから、仙台南警察署、仙台農業協同組合、国交省仙台河川国道事務所が連携し、不法投棄防止のための徹底した啓発活動を行うこととしました。
なお、不法投棄物の撤去については、大量かつ投棄物が多種にわたるため、少し時間がかかる見込みです。

■各機関の啓発活動等

○国交省仙台河川国道事務所　名取川出張所
・立入規制柵の設置　（１月２５日対策済）　別添写真参照
・不法投棄防止・通報看板の設置（１月２７日設置予定）別添看板参照
・死角となる竹林の伐採　（１月２８日作業予定）別添写真参照

○仙台南警察署
・不法投棄防止・通報看板の設置（１月２７日設置予定）別添看板参照
・重点パトロール箇所に位置づけ

○仙台農業協同組合
・野菜生産部会、地区代表者会議において不法投棄防止を周知（１月２７日開催）
・広報誌による啓発：１万部配布（２月号：中旬予定）

※発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先
国土交通省　仙台河川国道事務所
仙台市太白区郡山５丁目６－６
Tel（022）248−4131
河川管理課長　畑山（ハタヤマ）　作栄（サクエイ）　（内線３３１）
Tel（022）248-2249
名取川出張所長　大場（オオバ）　啓介（ケイスケ）

《参考》





崖側の状況

不法投棄の現場（24日の状況）



立入規制柵設置（25日設置済）



死角となる竹林の伐採（28日作業予定）

河川にゴミを捨てる行為は違法です。

〇河川法(河川法施行令第16条の4)

何人も、みだりに次の行為をしてはならない。
河川区域内の土地に土砂又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。

罰則　3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条)

何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

罰則　5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方

〇ゴミの不法投棄を発見したら下記まで連絡下さい。
国土交通省　仙台河川国道事務所　名取川出張所　022-248-2249
仙台南警察署　022-246-7171

この場所の不法投棄は1月24日 仙台南警察署へ通報し、捜査中です。

仙台河川国道事務所 名取川出張所
TEL 022－248－2249
仙台南警察署

不法投棄防止・通報看板の設置（27日予定）